

平成 24 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 5 回会議要旨

<開催日>

平成 24 年 7 月 25 日（水）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 会議室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

森本委員、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（3 名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開会>

1 計画事業評価について

【部会長】

第5回第2部会を開催いたします。

本日と次回の2回を掛けて第2部会としての外部評価を取りまとめていきますが、とりまとめ作業に入る前に、この外部評価の手法というか考え方を一度整理したいと思います。

評価の手法には、計画内容自体を評価する方法、評価の指標の定義や数値について適当か評価する方法、内部評価で主管課が書いた内容だけについて評価する方法があると思いますが、この外部評価委員会はどこまで言及しているのか、少しすり合わせておかないといけないと思ったわけです。例えば計画内容自体がおかしいと考えていても、あるいは目標の数値が低すぎると考えていても、現在設定されている数値目標は達成できているからそれについては適当であると評価することになるのか、そういったことですね。

まずは事務局からお考えをお伺いしてよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。ではこれまでの取り扱いと、新宿区の外部評価の手法をご説明します。

新宿区の外部評価手法は、「内部評価した結果を外部評価する」ことが前提となります。そのため、事業そのものを評価しているわけではありません。この委員会の根拠法令である新宿区外部評価委員会条例もそうなっています

次に指標についてですが、新宿区の行政評価は評価項目に「適切な目標設定」を設けており、設定した指標について、指標そのものが「適当である」か「適当でない」か、それから指標の値が「適正である」か「適当でない」かを評価できるようになっております。そういう意味で

は、指標そのものについても、設定された数値についても評価をしていただくことは可能です。

また、事業内容、計画内容そのものをご評価いただくことは出来ませんが、外部委員会としてまとまったご意見に関しては「その他意見」として発表しております。ですから、あくまでも個人の意見ではなく、委員会の総意としてですが、事業そのものについてもご意見を出していただくことは可能です。

また、区民の皆様からの率直なご意見をちょうだいするに当たり、事実誤認がないか事務局で確認させていただき、取りまとめをしていただきたいと思います。

【部会長】

なるほど。他の方はいかがですか。よろしいでしょうか。

では続いて取りまとめの方法について事務局からご説明いただけますか。

【事務局】

はい。皆様のお手元に、事前に各委員にご提出いただいたチェックシートに記載されていたご意見をまとめたものをお配りしております。こちらに記載されている各委員のご意見を部会の意見として採用するか否かをご議論いただきたいと思います。全員が「適当である」としたところは原則として議論は不要です。「適当でない」と意見が分かれたところを中心に、どちらを部会の意見とするか意見の統一を図り、「適当でない」とした場合は理由を明確にしてください。「協働の視点による評価」及び「その他意見」の各委員からのコメントに関しては、採用すべきか否かを検討してください。各委員のコメントについて、他の委員から意見や質問がある場合は、そこについて記載者から説明していただき、必要に応じて議論してください。

【部会長】

今期の部会で取りまとめを行うのは初めてなので、進行を事務局に一任しようと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいですか。では事務局お願いします。

【事務局】

よろしく申し上げます。

最初に計画事業7「成年後見制度の利用促進」です。

文書質問に対する所管課の回答が来ておりますので、まずこちらについてご説明します。

「社会貢献型後見人の身分と報酬について教えてください。」というご質問に対し、「社会貢献型後見人は、専門家ではなく、社会貢献的、ボランティアな精神に基づき、後見人としての重要な職務を全うするために必要な知識と技量を身につけた市民による後見人です。法的には親族や専門家の後見人と同様の責務を有します。また、報酬についても親族、専門家の後見人と同様に、1年間の後見活動内容に応じ、家庭裁判所が決定しますので、状況により報酬額は変動します。なお通常の後見事務を行った場合の報酬の目安は、月額20,000円前後です。」との回答が来ております。

皆様からのご意見についてですが、「第一次実行計画期間における総合評価」及び「第二次実行計画においての改革方針」を「適当でない」と評価している方がおります。「第一次実行計画期間における総合評価」については、「資力の乏しい方への支援、及びさらなる周知活動

をすべきではないか」とのご意見です。資力の乏しい方への支援については、現在のところどのように取組んでいるかを主管課に問い合わせておりますので、そちらをご確認いただいたうえで「適当である」か「適当でない」かをご判断頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

<各委員了承>

ではそのように致します。よろしく申し上げます。

【部会長】

成年後見の財産管理というのは、基本的にお金がある人がやるものですから、月2万円払うだけの資力がない人については、財産管理より身上監護のための後見が主だと思います。事務局でご確認いただく際には、財産管理ではなく身上監護が必要な人のための支援があるかどうかをご確認いただきたいと思います。

お金がある人は、弁護士や司法書士がそれなりの額でやりますよね。お金がない人は財産管理は余り必要ないのですが、例えば認知症や精神障害などにより、自分の行動自体の管理を誰かにしてもらわなければいけない場合などには身上監護が必要になる。一般的には社会福祉士に回ってくる役割ですね。

【事務局】

はい、確認いたします。

次に「第二実行計画における改革方針」については、「高齢者総合相談センターが仲介などをし、権利擁護事業と連携して、日常的支援対応をし、安心して生活できる環境づくりをしてほしい」とのご意見をいただいておりますが、実は、区の委託事業である成年後見制度と、社会福祉協議会の実施事業である権利擁護事業というのは、担当職員も窓口も一本でやっております。つまり、権利擁護に行くべきかか、成年後見に行くべきかの判断も同じコーディネーターがやっており、そういった意味では連携や仕組みづくりは現時点で出来ています。提案なのですが、この意見については、「区の仕組みがより区民に認知・ご理解いただけるよう、周知を徹底してほしい。」とすることはいかがでしょうか。

【部会長】

それですと評価項目はどこになりますか。

【事務局】

事業の周知に関しては「サービスの負担と担い手」及び「適切な目標設定」にもご意見をいただいておりますので、こちらと併せて整理するのがよろしいかと思えます。例えば「適切な目標設定」ですと、「事業の周知に関する指標の設定もしてはいかがか」というご意見をいただいておりますから、「区民にどの程度認知されているかを測る指標を設定し、それを推しはかることによって事業の推進を図ってほしい。」などと整理するのはどうでしょうか。

【委員】

周知活動を何回やったかという指標ではなく、それによって区民にどのような影響があったかを見ることが出来るのでいいのではないのでしょうか。

【事務局】

区政モニターアンケートみたいなものですね。

【委員】

区政モニターアンケートだと区政に関心のある方が有志でお答えになりますから、数字が高くなってしまいかもかもしれません。区民意識調査など、無作為抽出又は不特定多数の人が回答できるものがないのではないのでしょうか。

【事務局】

では、「アンケートなどにより」という言い方でいかがでしょうか。

【委員】

そうですね。あまりあれこれと特定しない方がいいと思います。

【部会長】

では事務局案でよろしいでしょうか。

<各委員了承>

では次の計画事業10「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」に入りましょう。

【事務局】

はい。こちらの事業については「適当でない」とのご評価はいただいておりません。

一点事務局で気になりましたのが、「協働の視点による評価」欄にいただいている「公設民営方式での民間運営先の選定などの公平性・質の担保をどのように高めていくか、今後の課題ではないか。」とのご意見です。新宿区では、基本的な方針として、公設公営もしくは民設民営にしていくことを考えているため、富久町保育園1園の例外を除き、公設民営という方式はとっていません。ですから、公設民営方式の今後についてご意見をいただいても意図したような返答はないかもしれません。

【部会長】

この意見の主旨というのは、「民営保育園の質を自治体がどのように担保していくのか」というところにありますから、公設民営方式という括りにはこだわりません。他の自治体をみると、保育園に限りませんが、指定管理者制度を導入したために、すごく質が下がったりするところがある。新宿区のことではなく一般論として、民営又は指定管理者制度を導入にした場合の質を自治体がどのように担保していくのかは行政の課題だと感じています。

【事務局】

わかりました。では「民間事業者が運営する場合の保育施設について、区がしっかりと監督する必要があるのではないか。」といった形でまとめるのはいかがでしょうか。おそらく区の総合判断で所管課からその辺りの考え方も出てくると思います。

【部会長】

実際に保育士の経験がある方に聞いても、区による違いもあるかとは思いますが、公立はすごく手厚い。民間に行くと、人件費などの兼ね合いから、若い保育士で、元気はあるけれどもノウハウがない方が多くなる傾向があるという事例も伺っています。

【事務局】

新宿区では、例えば民営化する際、要綱などにより、経験年数などの基準を定めているところがあります。それから、私立における保育の質については、公立のように手厚い見守り保育ではなく、子どもの自主性を育てるために、あえて手厚くはせず、何かあったときには必ず手を後ろから差し伸べる、そういう方針のところもあります。そのように独自性でやっているところもあるので、一概に職員が多いから、少ないからというのは言えないところがあります。

また、民営化に際しては必ず選定や保護者説明会を行います。

【部会長】

では皆様よろしいでしょうか。

<各委員了承>

他にも「待機児童ゼロを目指してほしい」といった趣旨のご意見があります。これはいいですよ。待機児童はどうしても新宿区だけの頑張りではゼロにならないとは思いますが。病院の多いところは患者が多くなるという調査結果もでており、需要が供給をつくりだすのではなく、供給が需要を生み起こすということは証明されています。だから、つくればつくるほど使いたいという人は増えるとは思いますが、ゼロを目指して頑張してほしいという応援として記載しましょう。

【事務局】

新宿区は出生数も増えてきておりますので、子育てしやすい場所だということは認知されていると思います。

【委員】

部会長のおっしゃるとおり、新宿区だけが頑張っても子育てしたい人がどんどん集まってきて追いつかなくなると思います。最低でも隣接の区と情報交換など協力していく必要があるのではないのでしょうか。例えば保育料に関する調整が必要になってくると思います。

【部会長】

23区の保育料は大体一緒ではないですか。

【事務局】

保育料自体は違いますね。それから、保育の形態が違うということもあります。

どこまで出来るのかということもあるとは思いますが、情報交換や連携などもっと広範囲で保育を進めていってほしいというご意見は大変貴重だと思います。直接評価に落とし込むのは難しいと思いますので、「その他意見」に載せるというのはいかがでしょうか。

<各委員了承>

ありがとうございます。

【部会長】

他にはよろしいですか。

では次の計画事業11「子どもの居場所づくりの充実」をよろしくお願いします。

【事務局】

はい。「適切な目標設定」、「目的の達成度」、「総合評価」について「適当でない」と評

価されている方がおります。3つの項目に分かれてはいますが、内容はいずれも「子どもの立場から見た目標が必要だ」という趣旨ですので、「適切な目標設定」にまとめて記載することが妥当かと思いますがいかがでしょうか。

【部会長】

まず「適切な目標設定」の評価は「適当でない」でいいと思います。

内部評価の指標は、「放課後子どもひろばの実施小学校数」、「学童クラブ数」、「児童指導業務委託箇所数」の3つですが、これは言ってみればアウトプット指標であり、所管課が自らたてた計画を粛々と行えば達成できる指標です。こういった指標は他にも数多くあり、その設定方法自体がそれでよいのかと感ずる部分もありますね。アウトカム指標の設定を目指すのは当然として、アウトプットであっても、ある種、長期計画で読み切れないような数字を目標にしないと、100%で当たり前になってしまうと思います。

計画事業の中には、「計画では作るだけで運営は経常事業」といったものもあり、この事業も今後は経常事業として運営していく部分があるようですが、計画期間内で運営が始まる以上、運営についての指標も立てる必要はあると思うわけです。

【委員】

行政がこの事業から離れている自治体もありますよね。いわゆる民間の居場所づくり、学童クラブという視点でこの事業を考えているわけです。

【事務局】

運営についての経常事業が現時点でないかは確認させていただきます。

【部会長】

よろしく申し上げます。ただし、もし経常事業化されていたとしても、運営についての意見は「その他意見」欄で採用することとしましょう。

【委員】

そうですね。区民の視点は作りましたというところより、むしろその後で活かされるものだと思いますから。

【部会長】

それでは計画事業12「地域における子育て支援サービスの充実」に進みましょう。

【事務局】

はい。こちらの事業については「適当でない」とのご評価はいただいておりません。

また、いただいているご意見は事業に対し好意的なものが多いようです。

【部会長】

この事業はこのまま取りまとめてよさそうですね。

では計画事業13「子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充」にいきましょう。

【事務局】

はい。「適切な目標設定」に「適当でない」とご評価いただいている方がおります。「指標設定の根拠は何か。区内の障害児数がわからないと十分に効果があるかわからないのではない

か。」という趣旨のご意見です。

【委員】

分母が出ていないのですよね。

【委員】

それはいろいろな事業で感じますよね。

【部会長】

設定した指標自体の達成は適当だけれども、そもそも何で280件なのかがわからない。

【委員】

21年度の外部評価委員会において、「280件にした根拠はどこにあるのか。」と質問しており、「17年度から19年度の新規相談件数実績は毎年20%の増加であったため、23年度まで毎年20%の増加を見込み280件の目標としました。」とありますが、これが適当な指標の設定といえるのかなと感じました。

【部会長】

ただし、実際の障害児数がわかっても、その何%が相談に来れば適当なのかというのは難しい印象もありますね。

【委員】

そうですね。特にこの指標は新規相談の総数ですから、子どもの数だけでは割り切れない部分はありますよね。

【事務局】

今、区に相談に来ていらっしゃる方々が増加傾向にあるならば、その増加にしっかり対応できているかどうかなどと考えた方がいいかもしれないですね。指標ですから、実現不可能なものを目標値にして計画つくっても意味がない。そういう意味では、現在の指標は、どれだけの相談体制が確立できたかを測る指標なのかもしれません。

【部会長】

では、「適切な目標設定」については「適当でない」としたうえで、今の議論を踏まえて取りまとめていきましょう。

<各委員了承>

他のご意見について気になっているところはありますか。

【委員】

「第二次実行計画における改革方針」のご意見はどういう意味でしょうか。

【事務局】

方向性が「終了」となっておりますので、まるで児童デイサービスが終わってしまうように読める。実際は拡充が終了しただけなのだから、今後それをどのように活用していくかまで書く必要があるのではないかと、という趣旨のご意見です。昨年度評価についても同様のご指摘をいただいています。

【部会長】

ではこちらについては「その他の意見」に内部評価の書き方ということで残しましょう。

<各委員了承>

それから、同じく「第二次実行計画における改革方針」にある「虐待防止、いじめ防止対応の取り組みができないか。」というのは、現状はやっていないのでしょうか。

【事務局】

こちらについてですが、特別にいじめ対応は行っておりませんが、一般的な相談として、いじめに関する相談が子どもや保護者から寄せられた場合には、それを受けて教育委員会と連携したり、直接学校に問い合わせを入れるなど、個別の対応は行っているそうです。

いじめ、何々という表題をつけて何かをやっているわけではないけれども、一般相談として受け付けたときはしっかり対応していますということです。

【部会長】

看板は上げていないということですね。でも、虐待防止は上げていますよね。

【事務局】

いじめ防止は教育委員会で看板を上げてやっておりますから、メインはそちらということかと思います。

【委員】

いじめの問題を教育委員会だけでやっても根本的に解決しないと思います。全国の例を見ても、教育委員会は何かと隠す、そういう体質があるように思います。虐待と同じ視点で、こういうセンターでやってくれるとオープンになるのではないのでしょうか。

【委員】

でも、子ども家庭支援センターの話がここに出てくるのは適当なのではないでしょうか。確かに子ども発達センターは子ども総合センターの中にはありますが、これは障害のある子どもさんに対応した事業ですよね。ですから、子ども家庭支援センターとは少し違うのではないかな。さっきの計画事業12の方が良いのではないのでしょうか。

【部会長】

そうですね。ではこの意見は子ども家庭支援センターの事業に入れましょう。

<各委員了承>

他にはよろしいですか。

では次に計画事業14「確かな学力の育成」にいきましょう。

【事務局】

はい。こちらは「効果的・効率的な視点」、「総合評価」、「第一次実行計画期間における総合評価」に「適当でない」とのご評価をいただいております。この事業については、過去の外部評価委員会においても指摘をいただいて、それに対して、区も課題と認識し、検討した結果、第二次実行計画においては事業を再編しております。

そういう意味では改善されているわけですが、あえてもう一度ご意見を述べるかどうかです。

【委員】

出来れば残してほしいですね。1年間に1億6,000万円使って、そんなに学力が上がっているのか。そうならばきちんと指標にして示してくださいと、それだけなんですよ。

【委員】

でもそれを言う「確かな学力って何なんだ」という話になってしまうでしょう。

【事務局】

評価の継続性というものを考えても、去年までよくないと言っていたものが、突然今年まあいいやとなってしまうのも、投げ出したみたいに見えてしまいますよね。ですから去年を踏まえた形で整理していただくのがよろしいかと思えます。

【部会長】

ではそういったことでよろしいですか。

<各委員了承>

では次の計画事業15「特色ある教育活動の推進」にいきましょう。

【事務局】

はい。こちらは「目的（目標水準）の達成度」、「総合評価」、「第一次実行計画期間における総合評価」、「第二次実行計画における改革方針」について「適当でない」とご評価いただいております。

【部会長】

いずれの項目についても「この事業によって、子どもは何を学び、地域はどう変わったのかなどを押さえて、今後、新たに再編された事業でそういうことを考えていってほしい。」というご意見か、「児童、生徒、保護者がその学校の特色をきちっと理解して進めていくようにしてほしい。」のいずれか又は両方が書かれていますね。内容はいいと思うので、いずれかの項目で内容を整理してまとめることとなりますね。よろしいでしょうか。

<各委員了承>

では次に計画事業16「特別な支援を必要とする児童生徒への支援」です。

【事務局】

はい。こちらの事業については「適当でない」とのご評価はいただいております。

いただいているご意見についても特に事務局からはございません。

【部会長】

他に何かご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

<各委員了承>

では続いて計画事業17「学校適正配置の推進」ですが、こちらについても「適当でない」とのご評価はいただいております。

【委員】

これは正につくるだけの事業ですから、意見が付けづらいですね。

【部会長】

そうですね。ご意見もついてますがこれでよろしいかと思えます。いかがでしょう。

<各委員了承>

次に計画事業18「学校施設の改善」ですが、これも17と同じような状況ですから、同じようにまとめましょう。学校施設の改善ってこれだけではないでしょうみたいなのは言い出すと切りがないし。よろしいでしょうか。

<各委員了承>

では次に計画事業130「学校の情報化の推進」です。

【事務局】

はい。こちらの事業についても「適当でない」とのご評価はいただいておりますが、「配備したのはいいけれども本当に使えるのか。」というご意見と「教員への負担が大きくなってしまわないか。」というご意見をいただいております。

【委員】

内部評価の中には作った施設、設備を使う教員の負担が全然書いていないよね。それはおかしいと思う。着実に負担は増えているのではないのでしょうか。これは考えなければいけないと思います。

【委員】

子どもたちはすぐ使えるようになってしまうけど、ご年配の先生は大変そうですね。

【事務局】

I Tの推進というのは、導入時には絶対にストレスがたまるものです。今までやってきた手法を変えるわけで、人間は慣性があるわけですから、次の習慣に慣れてもらうまではすごいストレスがたまります。それがわかったうえで導入しなければいけないのです。

【委員】

それから、どんどん進化していきますが、そういうものへの対応はどうなんですか。

【事務局】

それが大変であることも理解しておりますが、社会的にI C Tがどんどん取り入れられていくなかで、行政はその導入や進化への対応をしなくてもよいのか、という意見も当然あるわけです。ですから、ストレスになることがわかっているけど、それでも踏み切らなければいけない時期が、I Tという世界にはあります。

【部会長】

わかります。では、この意見はI C Tを入れることがどうこうではなく、「しっかり使えるように研修等を行ってほしい。また、教員の負担を軽減できるようにしっかりフォローしてほしい。」という意見でまとめましょう。

<各委員了承>

それから、その他の意見として「情報リテラシーとか子どもの情報モラルというのは、教育現場だけでなく、家庭でもしっかり教える必要がある。そのための仕組みづくりが必要ではないか。」というものをいただいております。

【委員】

そうですね、家庭のパソコンって怖いんですよね。

【委員】

技術の習得という意味では大人よりずっと早いけれど、それをきちんと使えるかという怖いなと思いますよね。

【部会長】

ではこの意見は「その他の意見」欄に今の議論を踏まえてまとめましょう。

<各委員了承>

では次に計画事業19「地域との協働連携による学校の運営」です。

【事務局】

はい。こちらの事業についても「適当でない」とのご評価はいただいておりません。

【委員】

地域協働学校というのが全国的な動きなのかわかりませんよね。

【委員】

そうそう、私もわからなかった。こんな言葉を余り聞いたことがない。

【部会長】

全国的な取り組みですよ。四谷地区でモデル的に始めた。

【委員】

最終的には全部がそうなるのかな。

【部会長】

そのようです。学校の協議会というのは全国的な動きで、それをさらに進めているという感じですね。

事業の目的を見ると、「地域と協働連携した学校運営を行う」とありますが、要はこの事業は学校運営が目的のものであって、地域づくりというのは考えられていないのでしょうかね。

【委員】

この間のヒアリングからは何かそんな感じは見えてこなかったですね。

【委員】

地域を使いたいみたいなイメージで、地域に貢献ということはあまり考えていない。

【部会長】

それでも昔よりは門戸を開いた形なのでしょうが。

【委員】

話は変わりますが、学校運営に地域の人が入ることを考えると、極端な話、変な人が一人二人入っただけで滅茶苦茶になりかねないのではないのでしょうか。それが怖いんですよね。さすがにそういう露骨な言い方はできないので、偏った価値観にならないようにとじていますが。

【部会長】

そういった地域の危うさというのは常にあると思います。声の大きい人とかね。ただし、それを怖がっていて開かないとか入れないというのはきかない時代ですから。

【委員】

教育現場は本当に気をつけてもらいたいと強く思います。大人と大人の関わり合いの中ならばともかく、子どもに直接影響与えるところは、かなりガードを強くしてほしい。

【事務局】

「学校と地域とのバランスを考慮して、より客観的な評価をしてください」という言い方でよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

<各委員了承>

他にはいかがでしょうか。

【委員】

すみません。さっきの130とも重なりますが、職員の負担軽減については記載してほしいと思います。所管課も課題と捉えているようですから。

【委員】

大変よね、副校長。

【委員】

調整役ですからね、生徒の。

【部会長】

皆さんいかがでしょうか。

<各委員了承>

この事業はこれくらいでよろしいでしょうか。

では次に計画事業20「家庭の教育力向上支援」にいきましょう。

【事務局】

はい。こちらの事業についても「適当でない」とのご評価はいただいておりません。それから、「指標の「保護者対象のワークショップ等への参加率等」というのは、2回実施した入学前プログラムの両方に参加した人の参加率なのだろうか。」というご質問に対し、「就学時健康診断、及び保護者会に併せて入学前プログラムを行ったため、就学時健診、又は保護者会に参加した保護者数を100とした場合の割合です。」との回答がきております。

【委員】

プログラムの内容は一回目と二回目で違うのでしょうか。

【委員】

違いますね。

【部会長】

他に気になるところ等ございますか。よろしいでしょうか。

では次に計画事業21「総合運動場及びスポーツ環境の整備」です。

【事務局】

はい。こちらの事業についても「適当でない」とのご評価はいただいておりません。

「サービスの負担と担い手」のご意見について少しご説明いただきたいのですが。

【委員】

事業の目的を見ると「スポーツ・文化活動の場を整備し」となっていますが、評価欄には「スポーツ環境の整備は区の重要な責務です。」としか記載されていません。ですから、「文化についても記載すべきではありませんか。」という意見です。

【部会長】

そうですね。確かに目的や指標の中には「文化」という言葉が入っていますが、評価はスポーツ施設のことばかりになっています。では、「評価の理由の中に文化に関する記載がない。そのことについてもしっかりと記載してほしい」という意見にまとめましょうか。

<各委員了承>

ではそのようにしましょう。

【委員】

この事業だけではありませんが、わかってる人はわかるのでしょうか、全体に、一般の人が読んで理解出来る様にはなっていませんよね。

【委員】

目的に文化活動というのがなければいいのですけれども。

【部会長】

では次に計画事業22「新しい中央図書館のあり方の検討」です。

【事務局】

はい。こちらの事業についても「適当でない」とのご評価はいただいておりません。

【委員】

中央図書館の検討をした内容は活かされないのかというのが疑問です。

【事務局】

新中央図書館が始まる前からできることはやってほしいというご意見ですよ。

【委員】

そうです。建替えなくてもできるものがあるのではないと思ったのです。

ハードの面だけではなくソフトの面の検討もあったのではないかと思いますから。

【部会長】

これはいいと思いますね。ではそのようにまとめていきましょう。

次に計画事業23「図書館サービスの充実」です。

【事務局】

協働の視点による評価に「協働の視点が記載されていないが、協働の視点で図書館を活用する利点などを区民に周知させてほしいと思います。」とのご意見がございしますが、これはどういった趣旨かご説明いただけますでしょうか。

【委員】

庁内の連携が取れているようなので、それをどんどん広げていってほしいということと、地域センターや学校などと協力して地域ぐるみで周知活動を行ってほしいという趣旨ですが、項

目についてはここでなくても構いません。

【事務局】

わかりました。

【部会長】

他にはよろしいですか。

では次に計画事業24「子ども読書活動の推進」にいきましょう。

【事務局】

こちらの事業についても「適当でない」とのご評価はいただいております。それから、「小中学校への司書の派遣はどの位の頻度で行われているのでしょうか。」という質問に対し、「1校当たり概ね2週間に1回程度の派遣をしていました。」との回答がきております。

【部会長】

私が子供のころ、中学校くらいになると1校に1人ぐらい司書がいたような記憶があります。

【委員】

小学校や中学校に司書がいたように思います。田舎の学校でしたけれども、司書はいました。

【委員】

今は学校の先生がやっていますよ。雇わなくなったのです。もともと、昔は図書館がそんなにあちこちあったわけではなく、学校図書館の果たす役割というのはすごく大きかったのではないかなと思います。だから司書が必ずついていたとは思いますが。

【部会長】

少し話がそれてしまいましたが、こちらの事業はよろしいですか。

<各委員了承>

では本日の部会はここまでとしましょう。

次回も引き続き外部評価を取りまとめていきますのでよろしくお願いします。

どうも、お疲れ様でした。

<閉会>